

用語解説（条例の解釈及び運用）

<土砂の搬出関係>

・「土砂」（p 1）

土、砂、礫、砂利の集まったものであるが、岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、条例を適用する。

・「土砂の搬出」（p 1）

建設工事の区域の現場や他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に係る土砂埋立区域（ストックヤード）からそれ以外の区域へ土砂を運び出すことをいう。

従って、建設工事の区域外への土砂の搬出入を伴わない工事現場内での切盛りやストックヤード内での土砂の移動は対象としていない。

・「土砂の搬入」（p 1）

谷地の埋立てや農地等を造成するため、これらの区域へ土砂を運び込む行為やストックヤードへ土砂を運び込む行為のことである。

・「建設工事」（p 3）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

掘削、浚渫等の土砂を掘削する工事だけでなく、土木一式、建築一式等の建設業法の別表第一上欄に掲げる工事をいう。従って、砂利、岩石、土の採取についても、土地の掘削が伴うことから建設工事に該当する。

・「元請負人」（p 3）

発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

発注者が複数の建設業者と契約を結ぶ共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全てが元請け人となる。

また、例えば土木工事と建築工事等、工事を分割して発注する場合は、土木工事、建築工事の受注者の両方とも元請人であるが、条例第 4 条が処理計画の作成及び処理計画の届出の義務を課するのは、建設工事に伴って 500 m³以上の土砂を当該建設工事の区域以外に搬出しよとする元請人である。

・「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」（p 3）

例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設するような場合を想定している。

・「発注者」（p 5）

公共工事、民間工事を問わず建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

従って、元請負人が受注した工事をさらに下請人に発注した場合には、当該元請負人と下請負人

との関係は、発注者と請負人との関係であるが、この条例では発注者とはならない。

・「建設工事の区域」(p 7)

原則として、工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした設計図等に表示されている施工区域とする。1つの建設工事が複数の元請負人に分割して発注された場合は、各々の工事契約ごとに建設工事の区域が異なることから、500 m³以上の土砂の搬出がある建設工事について、届出をしてもらうことになる。

しかし、一つの工事契約であっても、契約内容からみて、一つの建設工事の区域とみなすことができない場合もあり、一つの建設工事の区域に該当するか否かは、当該建設工事が一体の土地で行われているか否かで判断する。

例えば、一つの工事契約の内容が土砂の掘削とその掘削された土砂を使用して埋立工事を行うものである場合、掘削する土地と埋立を行う土地が隣接しており、そこに土砂を搬出する場合は、一つの建設工事の区域とみなせるが、掘削地と埋立地の距離が離れており、一体の土地と見なせない場合は、一つの建設工事の区域とみなすのではなく、二つの建設工事を一つの契約にしたものであるので、建設工事の区域ごとに処理計画の届出が必要か否かを判断する。

また、一定地域の道路補修工事を年間契約で請け負った場合は、施工箇所ごとに500 m³以上の土砂の搬出があるか否かを判断する。

・「処理計画の提出」(p 8)

1つの工事が分割発注され、同一の元請負人が接した工区を受注した場合、両方の工事を併せた搬出する土砂の数量が500 m³以上となった場合であっても、工事契約は異なることから各々の建設工事から搬出する土砂の搬出量が、それぞれ500 m³未満の場合は処理計画の届出は不要である。また、工事区域が隣接しており、全体では一つの工事とみなせる工事を同一の元請負人が施工する場合であっても、発注者が異なり別の工事契約を行っている場合には、併せて500 m³以上となる場合であっても処理計画の届出は不要である。

しかし、同一の元請負人が請け負った一つの工事の工区を分けて施行する場合は、あくまでも施工計画上の問題であるので、設計段階で発生土の搬出予定量が工事全体で500 m³以上となる場合は、処理計画書を提出してもらうことになる。この場合において、最初の工期では工事全体の土砂の搬出先が未定である場合には、土砂の搬出を見込んでいる搬出先を記入してもらい、搬出先が決定した時点で、変更届を行うものとする。

採石法又は砂利採取法の認可区域から採取された土砂は、通常、廃土、廃石を含んでいることから、この廃土、廃石を分離しない状態で搬出する場合には、「採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂」として当該処理計画の作成は不要であるが、廃土、廃石を分離して搬出する場合には、当該廃土、廃石については処理計画の作成が必要である。同様に、表土のみを搬出する場合は、処理計画の作成を要するものである。

処理計画は、岩石採取又は砂利採取の認可期間に合わせて作成することとする。

- ・「土量」(p 14、p 42)

平均断面法等により積算した土量とする。

土砂搬入車輛の予定台数から土量を換算する場合は、単位重量によるが、例えば一般的な粘性土の場合、単位重量が 1 m^3 あたり 1.8 t であるので 10 t トラックに積載した場合の土量は約 5.5 m^3 となる。

＜土砂の埋立行為関係＞

・「埋立て」（p 2）

土地への土砂の堆積とこれに付随して行われる土地の整地等の行為をいう。

・「土砂埋立行為」（p 3）

埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積をいう。

土砂で山間部の谷地を埋め立てる「発生土受入地」といわれているものだけでなく、農地や宅地の造成、ストックヤード等も対象とするものである。

なお、「土砂埋立行為」は、「土地」への土砂を堆積することであるため、当然のこととして、海面等の公有水面の埋立て行為や海底面において行う埋立て等については、「土砂埋立行為」に含まない。

砂利、岩石、改良土等の製品や加工前の原材料としての土砂の土地への堆積については、「土砂埋立行為」に含まれる。ただし、砂利や岩石の製品や原材料の搬出及び堆積は、第4条1項及び第9条1項ただし書により処理計画の届出や土砂埋立行為の許可を不要としているが、改良土の原材料としての土砂の搬出や堆積は、製品の原材料に含めず、条例の対象となる。

・「土砂埋立区域」（p 4）

土砂を直接堆積する土地の区域だけでなく、周辺に設置される進入路、排水施設等の土砂埋立行為に関連する一団の土地の区域をいう。

・「土砂埋立行為等に係る工事」（p 4）

「土砂埋立区域内で行われる土砂埋立行為に関連する一連の工事」のことで、進入路の造成、除草・伐根、地盤改良、くい・丁張りの設置、沈砂池・仮設水路の整備等がこれに当たる。

・「土砂埋立行為を行う土地の区域の面積」（p 34）

土砂の堆積を直接行う土地の面積である。条例では、「土砂埋立区域」ではなく、この「土砂埋立行為を行う土地の区域の面積」が、2,000 m²以上の場合に許可が必要としている。

・「一団の区域」（p 34）

土砂埋立行為の目的からみて、当該地が一体の区域を構成したり、一体的な利用が可能な区域において、同一の事業者、あるいは異なる事業者であっても、その間に役員や資本の共通性がみられる場合、一連の計画の元に土砂埋立行為を行おうとすれば、「一団の区域」と解される。一団の区域かどうかについては、物理的な一体性、機能的な一体性、事業者の同一性、施工時間の近接性を勘案して総合的に判断すべきものである。

・「物理的一体性」（p 34）

土砂埋立行為を行う土地が隣接している、あるいは隣接しているとみなすことができる場合である。例えば、同一事業者が、谷間の両側から埋め立てていく場合、最終的に数メートルの緩衝帯を置く場合であっても、一団の区域として判断することができる。

- ・「機能的一体性」(p 34)

土砂埋立行為がそれぞれ別に行われるものであっても、埋め立てられた土地が一体的に利用されるなど、土砂埋立行為が相互に関連して行われるとみなすことができる場合である。例えば、事業者Aが土地甲の造成を目的とする1,500 m²の土砂埋立行為を行った後、時期を接して隣接する土地乙に事業者BがAが造成した土地を含んで1,500 m²の土砂埋立行為を行う場合は、やはり一団の区域として判断することができる。

- ・「事業者の同一性」(p 35)

異なる事業者であっても、事業者が商法上の親子会社であること、代表取締役が同一人又は配偶者であること等により、実質的に同一主体であると認められる場合である。例えば、親会社Aと子会社Bが隣接して1,500 m²ずつの土砂埋立行為を行った場合は、一団の区域と判断することができる。

- ・「土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点」(p 35)

土砂埋立行為を行う前の最も低い地点のことであり、埋め立て前に掘削等を行い、地盤面を掘り下げた場合、掘り下げた最も低い地点がこれにあたる。

- ・「算定の根拠を示した書面」(p40)

道路工指針など添付資料に使用している構造計算等を用いた理由が示された図書の写し等である。

- ・「土砂の埋立区域の位置及び区域」(p40)

土砂埋立区域の土地の登記簿に記載されている地番を記載する。

- ・「土砂の最大堆積時に用いる土砂の数量」(p41)

平均断面法等により積算した土量を記載する。

- ・「土砂埋立行為等に係る工事を行う期間」(p41)

土砂埋立行為等に係る工事に着手する日から完了する日までの予定期間を記載する。ただし、ストックヤードにあっては、当該場所の設置予定期間とする。

- ・「施設の計画」(p41)

排水計画、擁壁や調整池などの土砂の崩壊又は流出等の災害発生を防止する施設の位置、構造等を記載する。

- ・「土砂埋立行為等に必要な経費」(p41)

土砂の堆積や擁壁、排水施設等土砂の崩壊又は流出を防止するために必要な施設のみではなく、標識・くいの設置費、進入路の造成費、事務管理費等も含めた経費の総額である。

- ・「災害発生の防止のための方法」(p41)

①土砂埋立行為等に係る工事の準備から完了に至るまでの工程

②事故や災害発生時の連絡体制

- ③擁壁、排水施設、調整池を設置する場合、設置完了までの間の施行方法、搬入機材、搬入経路及び土地形状の変更状況
 - ④垂直距離が5 mを超える場合にあっては、小段ごとの排水施設の規模、形状、位置及び小段設置時点ごとの土砂の搬入量
 - ⑤沈砂池の規模や位置を土砂埋立行為等に係る工事の間に変更する場合、変更する時点での土砂の搬入量と、沈砂池の規模及び位置
 - ⑥土砂埋立行為等に係る工事の箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止するためのゲートを設置する場合はその位置
 - ⑦車両の進入口への誘導員を配置する場合は、その人数と位置
- この他にも、申請者が土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害の発生を防止するために計画している方法があればそれも記載する。

・「必要な資格」(p41)

土砂埋立行為等を行うために必要な建築業法の資格等である。

・「土砂埋立行為等を行う土地の所有者」(p42)

土砂の堆積を行う土地及び擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する土地の所有者である。なお、土地の所有者が複数存在する場合は、代表して1名の氏名等を記載のうえ、他は「外〇名」とし、一覧表を別紙として添付する。

また、国又は地方公共団体が土地の所有者である場合、財産管理者としての権限に基づき同意するときは、規則で定める同意書又は任意の書面によるときも規則で定める同意書に記載された事項について同意されていることが確認できる書面とする。

・「土砂の性質の区分」(p42)

「建設業に属する事業を行う者の再資源の利用に関する判断となるべき事項を定める省令」に基づく「発生土利用基準について」の区分のことである。

・「土質調査」(p42)

軟弱な地盤の上に土砂埋立てを行った結果、周辺の土地が隆起した事例が生じたことにより、軟弱地盤対策を盛り込んだものであり、審査基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、オランダ式2重菅試験等の方法により実施されるものであり、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果が提出されない限り、全申請事案について添付が必要となる。

なお、調査の結果、軟弱地盤に該当する場合には、軟弱地盤対策検討のための詳細土質調査及びその結果を用いた盛土の安定計算書等の添付が必要とする。安定計算の結果、最小安全率が1.3未満の場合は、1.3以上となるように土の置換え、水抜きなどの措置を講じなくてはならない。

・「土砂搬入予定台数」(p42)

申請書に記載する土砂の数量に適合する搬入車輛の延べ予定台数を記載する。

土砂搬入予定台数から土量を換算する場合は、単位重量によるが、例えば一般的な粘性土の場合、単位重量が1 m³あたり 1.8 トンであるので 10 トントラックに積載した場合の土量は約 5.5 m³となる。

・「土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者」(p42)

土砂埋立区域内の土地に関して権利を登記している者や現地確認の際に把握できる土砂埋立区域の全部又は一部を占有・管理している者などである。

・規則第 12 条第 18 号で規定する「その他知事が必要と認める図書」(p43)

①土砂埋立行為等に係る工事を行おうとする場所の現況が分かる写真

②土砂埋立行為等に係る工事完了後に排水施設や調整池等の施設を管理することになる者を記載した書面やその者が承諾した旨の書面、排水を接続する場合において接続先の水路等施設管理者の同意を確認できる書面

等を想定している。

・規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「その他知事が必要と認める事項」(p43)

現場管理事務所の設置場所を示した図面、当該土砂埋立行為等に係る工事について警察との協議を行った場合にはその協議書の内容、地元自治会と協定を結んでいる場合にはその旨を記載することを想定している。